第2節　国の財政等の状況

第1　国の財政の状況

歳入歳出決算等の検査対象別の概要は第1節に記述したとおりであるが、国の会計等のより的確な理解に資するために、決算でみた国の財政の状況を述べると次のとおりである。

1　国の財政の現状等の概要等

(1)　国の財政の現状等の概要

我が国の財政状況をみると、昭和40年度に初めて歳入補塡のための国債が発行されて以降、連年の国債発行により国債残高は増加の一途をたどり、令和4年度末において、建設国債(注1)、特例国債(注2)、復興債(注3)、借換債(注4)等のように利払・償還財源が主として税収等の歳入により賄われる国債(以下「普通国債」という。)の残高は1027.0兆円に達している。そして、4年度の一般会計歳出決算総額における公債依存度は38.1%、国債の償還等に要する国債費の一般会計歳出決算総額に占める割合は18.0%となっており、財政は厳しい状況が続いている。

こうした状況の中で、政府は、平成8年12月に「財政健全化目標について」を閣議決定するなどして、9年度を「財政構造改革元年」と位置付けて、財政健全化の努力目標を設定するとともに、財政構造改革を強力に推進することとした。

25年には、「当面の財政健全化に向けた取組等について―中期財政計画―」(平成25年8月閣議了解)において、①「国・地方を合わせた基礎的財政収支(注5)」(以下「国・地方PB」という。)を2020年度(令和2年度)までに黒字化し、その後に②債務残高(注6)の対名目GDP比(以下、名目GDPを「GDP」という。)の安定的な引下げを目指すという財政健全化のための目標を掲げた。

その後、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月閣議決定)において、「新経済・財政再生計画」を定めて、国・地方PBの黒字化の目標年度を2025年度(令和7年度)とし、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとともに、国・地方PBの黒字化の目標年度である2025年度(令和7年度)までの中間年である2021年度(令和3年度)における中間指標として、国・地方PB赤字の対GDP比を2017年度(平成29年度)からの実質的な半減値(1.5%程度)、債務残高の対GDP比を180%台前半、財政収支(注5)赤字の対GDP比を3%以下と設定し、これらを「進捗を管理するためのメルクマール」とした。

そして、「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月閣議決定)においては、「財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。経済あっての財政であり、現行の目標年度により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。経済をしっかり立て直し、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。ただし、最近の物価高の影響を始め、内外の経済情勢等を常に注視していく必要がある。このため、状況に応じ必要な検証を行っていく」こととしている。

また、国・地方PB、債務残高、財政収支及びそれぞれの対GDP比については、内閣府が、半年ごとに経済財政諮問会議に提出している「中長期の経済財政に関する試算」(以下「内閣府試算」という。)において実績値等を公表している。

本院は、これまで、財政の健全化に向けた政府の動向を踏まえつつ、国の決算額等により国の財政状況を継続して検査しており、平成28年度以降の検査報告の第6章において、財政健全化のための目標等において用いられる国・地方PB、財政収支対GDP比及び債務残高対GDP比について、国の一般会計の決算額等を用いて分析した結果を掲記するなどしている。

（注1） 建設国債　財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項ただし書の規定に基づき公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てるために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

（注2） 特例国債　公債の発行の特例に関する各法律の規定に基づき租税収入等に加えて建設国債を発行してもなお不足する歳出の財源を調達するために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

（注3） 復興債　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）第69条の規定に基づき復興施策に要する費用の財源を確保するために発行される公債

（注4） 借換債　特別会計に関する法律（平成19年法律第23号。以下「特会法」という。）第46条及び第47条の規定に基づき、国債を借り換えるために国債整理基金特別会計において発行される公債

（注5） 基礎的財政収支、財政収支　内閣府が我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国際基準に基づいて作成している統計である国民経済計算を基に算出される、税等の収入から雇用者報酬、社会給付等の支出を差し引くなどした収支差を財政収支といい、財政収支に支払利子を加え、受取利子を差し引いた収支差（復旧・復興対策等の経費及び財源の金額を除いたベース）を基礎的財政収支という。基礎的財政収支はプライマリー・バランス（PB）とも称される。

（注6） 債務残高　普通国債、地方債及び交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の各残高の合計額（復旧・復興対策等の経費及び財源の金額を除いたベース）。内閣府試算では「公債等残高」である。

(2) 国の一般会計の決算額でみた財政健全化の指標等

前記のとおり、財政健全化のための目標等において用いられている指標には、基礎的財政収支、財政収支及び債務残高に関するものがある（以下、これらに関する指標を「財政健全化の指標」という。）。そして、財政健全化の指標のうち、国・地方PB、財政収支及びそれぞれの対GDP比は、前記のとおり内閣府試算により公表されていて、国民経済計算の作成基準等に従い各種の基礎統計を利用して推計されているものであるが、詳細な内訳等は公表されていない。

一方、国の一般会計の決算額でみた基礎的財政収支（以下「一般会計PB」という。）は、税収等（注7）から政策的経費（注8）を差し引いた収支差で表されるもので、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標であり、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。また、国の一般会計の決算額でみた財政収支（以下「一般会計財政収支」という。）は、税収等から財政経費（注9）を差し引いた収支差で表されるもので、その時点で必要とされる財政経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標であり、一般会計PBと同様に、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。ただし、国・地方PB（又は財政収支）は国の特別会計及び独立行政法人の一部、地方普通会計等の決算が計算対象に含まれており、一般会計PB（又は一般会計財政収支）はそれらの決算が計算対象に含まれていないなどの点で、両者には相違がある。

（注７）　税収等　　一般会計の歳入決算総額（租税及印紙収入、前年度剰余金受入、雑収入等及び公債金）から公債金及び翌年度への繰越歳出予算財源等を差し引いた額。そのため、税収等の額と租税及印紙収入の収納済歳入額とは基本的に一致しない。

（注８）　政策的経費　　一般会計の歳出決算総額から国債等の償還に必要な経費（交付国債分を除く。）、利払費及び「決算不足補てん繰戻」を合算した支出を差し引いた額

（注９）　財政経費　　一般会計の歳出決算総額から国債等の償還に必要な経費（交付国債分を除く。）を差し引いた額。政策的経費と異なり、利払費を含む。

2　国の財政の状況

令和４年度の国の財政の状況について、引き続き、財政健全化の指標である国・地方 PB、国・地方 PB 対 GDP 比、財政収支対 GDP 比及び債務残高対 GDP 比の状況がどのようになっているかなどをみると、次のとおりである。

(1)　国・地方 PB 及び国・地方 PB 対 GDP 比

ア　国・地方 PB と一般会計 PB

国・地方 PB、一般会計 PB 及び地方普通会計の基礎的財政収支（以下「地方 PB」という。）について、平成 20 年度から令和４年度までの推移をみると、図１のとおり、国・地方 PB と一般会計 PB はおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等によって地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方 PB がほぼ均衡して推移していることなどによる。

そして、一般会計 PB は、４年度にマイナス 23.6 兆円となっており、前年度のマイナス 31.1 兆円から 7.5 兆円改善しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い歳出が大幅に増加する前（以下「コロナ禍前」という。）の元年度の水準（マイナス 13.9 兆円）には戻っていない。また、国・地方 PB は、４年度にマイナス 27.8 兆円となっており、前年度のマイナス 30.4 兆円から 2.6 兆円改善しているが、一般会計 PB と同様に、元年度の水準（マイナス 14.8 兆円）には戻っていない。

図１　国・地方 PB、一般会計 PB 及び地方 PB の推移

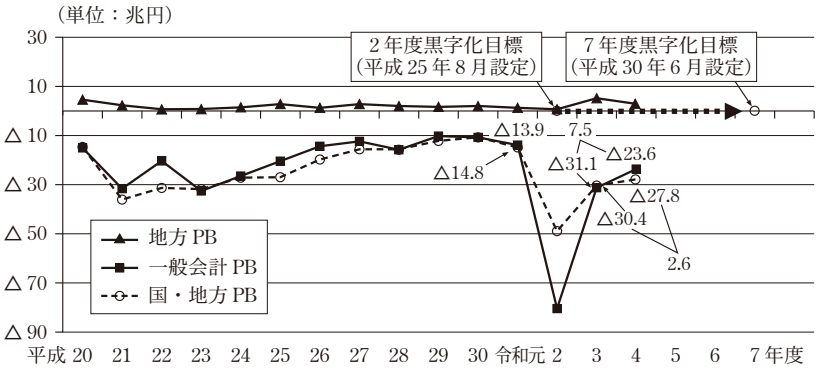

注(1)　一般会計 PB は、本院が算出した。また、国・地方 PB 及び地方 PB は、令和５年７月に公表された内閣府試算による。

注(2)　「２年度黒字化目標」は、「当面の財政健全化に向けた取組等について―中期財政計画―」において掲げられた国・地方 PB を 2020 年度（令和２年度）までに黒字化する財政健全化のための目標である。

注(3)　「７年度黒字化目標」は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において定められた「新経済・財政再生計画」における 2025 年度（令和７年度）の国・地方 PB の黒字化を目指す財政健全化のための目標である。

また、国・地方 PB 及び一般会計 PB のそれぞれの対 GDP 比について、平成 20 年度から令和 4 年度までの推移をみると、図 2 のとおり、国・地方 PB 対 GDP 比と一般会計 PB 対 GDP 比は、図 1 の国・地方 PB と一般会計 PB と同様に、4 年度までおおむね同じように推移している。そして、一般会計 PB 対 GDP 比は、4 年度はマイナス 4.1% となっており、前年度のマイナス 5.6% から 1.4 ポイント改善しているが、コロナ禍前の元年度の水準(マイナス 2.4%)には戻っていない。また、国・地方 PB 対 GDP 比は、4 年度にはマイナス 5.0% となっており、前年度のマイナス 5.5% から 0.5 ポイント改善しているが、一般会計 PB 対 GDP 比と同様に、元年度の水準(マイナス 2.6%)には戻っていない。

図 2　国・地方 PB 及び一般会計 PB のそれぞれの対 GDP 比の推移

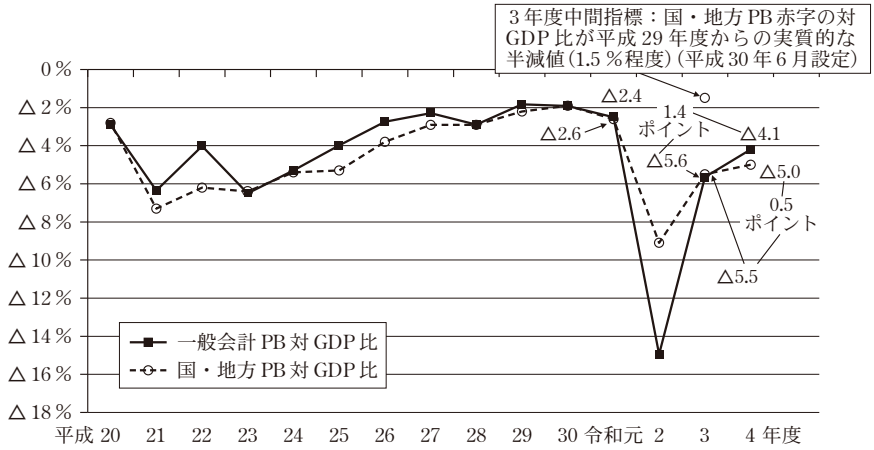

注(1)　国・地方 PB 対 GDP 比は、令和 5 年 7 月に公表された内閣府試算による。

注(2)　一般会計 PB 対 GDP 比は、令和 5 年 9 月に公表された内閣府「2023 年 4－6 月期四半期別 GDP 速報 2 次速報値(平成 27 年基準)」の GDP を用いて本院が算出した。

注(3)　「3 年度中間指標」は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において設定された「進捗を管理するためのメルクマール」である。

そこで、一般会計 PB の内訳となる税収等及び政策的経費について、平成 20 年度から令和 4 年度までの推移をみると、図 3 のとおり、全ての年度において政策的経費が税収等を上回っている。そして、4 年度は税収等が前年度から 3.9 兆円減少しているものの、政策的経費についても前年度から 11.5 兆円減少しているため、一般会計 PB は前年度に比べて改善している。

図 3　税収等及び政策的経費の推移

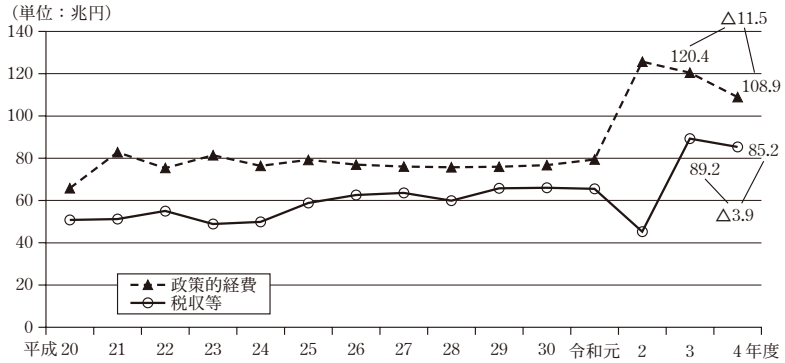

イ　税収等の推移

4年度の税収等の前年度からの減少3.9兆円の内訳を租税及印紙収入、前年度剰余金受入及び「その他」に区分してみると、図4のとおり、租税及印紙収入が4.0兆円及び「その他」が4.1兆円それぞれ増加している一方、3年度に大幅に増加していた前年度剰余金受入が12.2兆円減少しており税収等の減少の主な要因となっている。

図4　令和4年度における前年度からの税収等の減少の内訳

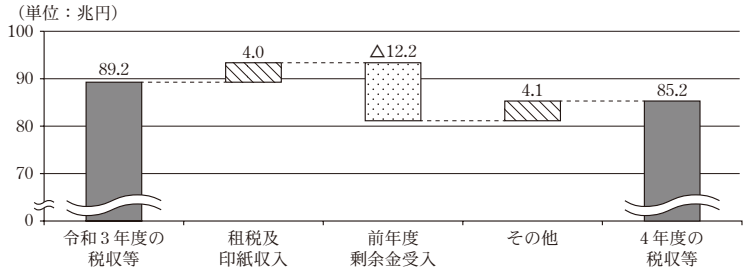

注(1)「その他」は、雑収入等（令和3年度：7.7兆円、4年度：7.3兆円）から、翌年度への繰越歳出予算財源等（令和3年度：22.4兆円、4年度：17.9兆円）を控除したものである。

注(2)「租税及印紙収入」「前年度剰余金受入」及び「その他」については、前年度からの増減額を示している。

租税及印紙収入について、平成30年度から令和4年度までの推移をみると、図5のとおり、平成30年度の60.3兆円から10.7兆円増加し、令和4年度は71.1兆円となっている。

図5　租税及印紙収入の推移

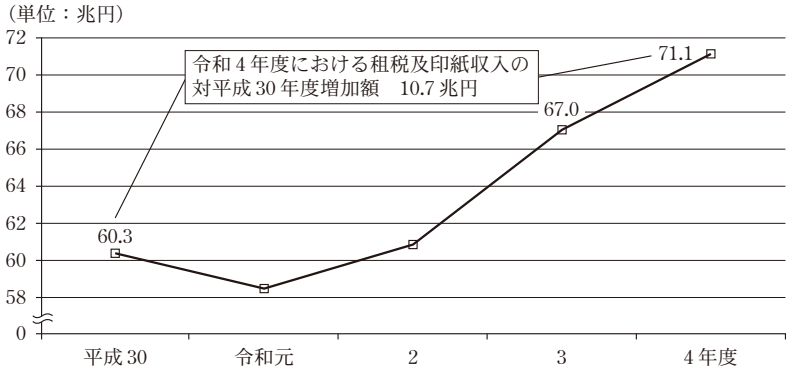

4年度の租税及印紙収入は71.1兆円に上り、このうち主要な税目である所得税、法人税及び消費税の合計は60.5兆円となっていて、租税及印紙収入の約8割を占めている。上記の3税目について、平成20年度から令和4年度までの推移を景気動向の推移と併せてみると、図6のとおり、所得税及び法人税の推移は、景気拡張期に増加し、景気後退期に減少するなど、景気動向の推移とおおむね連動している。4年度は、3年度と同様に新型コロナウイルス感染症の影響下からの持ち直しの動きがみられ、景気拡張期となっており、所得税及び法人税は、前年度からそれぞれ1.1兆円及び1.2兆円増加して、22.5兆円及び14.9兆円となっている。一方、消費税の推移は、所得税及び法人税と異なり、景気動向の推移とはほとんど連動しておらず、消費税率（地方消費税分を含む。）の改定（平成26年4月の5％から8％及び令和元年10月の8％から10％）の影響を強く受けた平成26年度及び令和2年度に大幅に増加している。また、2年度以降は消費税が所得税を上回っていて、4年度は、前年度から1.1兆円増加して23.0兆円となっている。

図６　所得税、法人税及び消費税と景気動向の推移

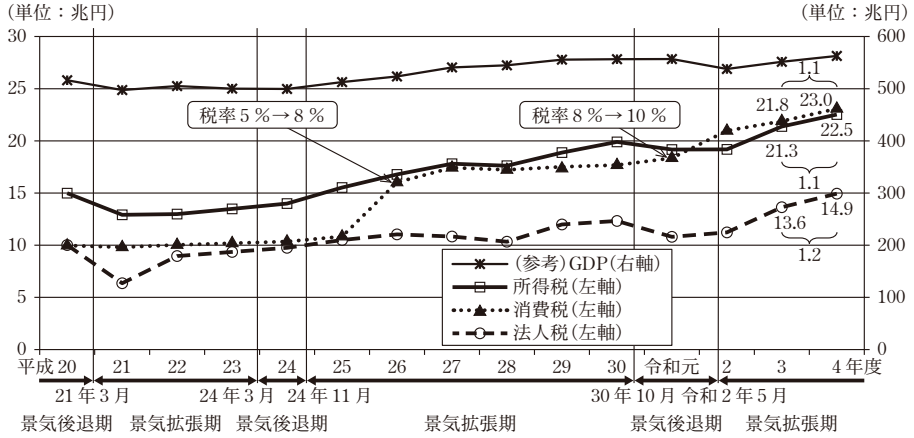

注⑴　消費税の税率は地方消費税分を含めて示しているが、消費税の金額には地方消費税分を含めていない。

注⑵　「景気拡張期」及び「景気後退期」は、我が国の景気の転換点を示す内閣府「景気基準日付」を基に記載している。

注⑶　GDPは、令和５年９月に公表された内閣府「2023年４－６月期四半期別GDP速報２次速報値（平成27年基準）」による。

ウ　政策的経費の推移

４年度の政策的経費の前年度からの減少11.5兆円の内訳を主要経費別にみると、図７のとおり、その他の事項経費(注10)は2.4兆円増加している一方、中小企業対策費が6.5兆円、社会保障関係費が6.2兆円それぞれ減少しており政策的経費の減少の主な要因となっている。

（注10）「その他の事項経費」は、主要経費別分類の一つであり、社会保障関係費等の他の項目に分類されなかったものである。

図７　令和４年度における前年度からの政策的経費の減少の内訳

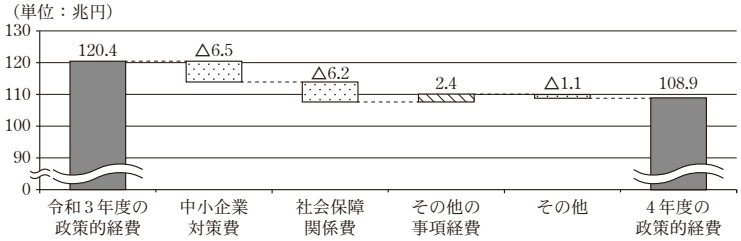

注⑴　「その他」は、地方交付税交付金等、文教及び科学振興費等である。

注⑵　「中小企業対策費」「社会保障関係費」「その他の事項経費」及び「その他」については、前年度からの増減額を示している。

また、４年度の政策的経費108.9兆円を主要経費別にみると、社会保障関係費が43.8兆円、地方交付税交付金等が17.5兆円、その他の事項経費が16.4兆円、文教及び科学振興費が8.6兆円及び公共事業関係費が8.1兆円となっており、これら五つの主要経費計94.6兆円で政策的経費の８割以上を占めている。上記五つの主要経費について、平成30年度から令和４年度までの推移をみると、図８のとおり、社会保障関係費については、高齢化に伴い年金、医療及び介護に係る経費が増加したことや新型コロナウイルス感染症への対応等により３年度までは一貫して増加している。そして、４年度は、新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金が減少したことなど

により前年度から6.2兆円減少したものの、平成30年度の32.5兆円に対して11.2兆円増の43.8兆円となっている。地方交付税交付金等については、30年度の16.0兆円以降増加していたものの、令和4年度は前年度から減少し17.5兆円となっている。その他の事項経費については、平成30年度の6.2兆円に対して令和元年度はほぼ横ばいであったが、2年度は特別定額給付金給付事業費補助金等により前年度から大幅に増加し、3年度は同補助金がなかったことなどにより前年度から大幅に減少したものの、4年度は燃料油価格激変緩和強化対策事業費補助金が増加したことなどにより前年度から増加して16.4兆円となっている。文教及び科学振興費については、平成30年度の5.7兆円に対して令和元年度はほぼ横ばいであったが、2年度は産業技術実用化開発事業費補助金が増加したことなどにより前年度から増加し、3年度は同補助金が減少したことなどにより前年度から減少したものの、4年度は大学等成長分野転換支援基金補助金等により前年度から増加して8.6兆円となっている。公共事業関係費については、平成30年度の6.9兆円以降増加したものの、令和4年度は河川改修費が減少したことなどにより前年度から減少して8.1兆円となっている。

図8　社会保障関係費、地方交付税交付金等、その他の事項経費、文教及び科学振興費及び公共事業関係費の推移

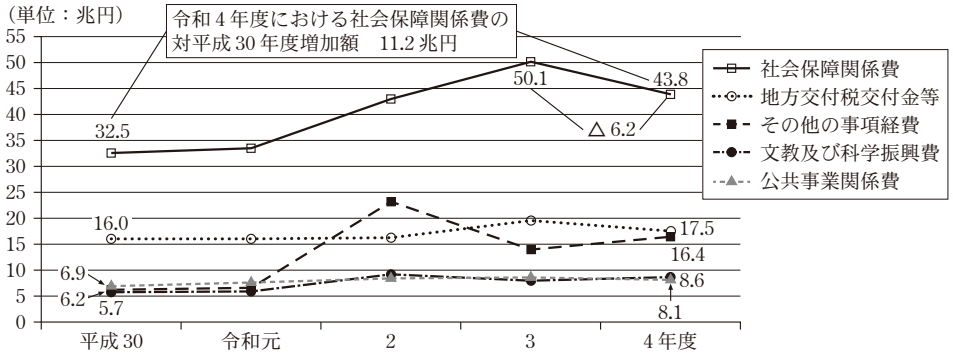

（注）「地方交付税交付金等」は、地方交付税交付金及び地方特例交付金である。

4年度の社会保障関係費43.8兆円は、政策的経費108.9兆円の約4割を占めており、一般会計PBの赤字の支出面の大きな要因となっている。社会保障関係費について、平成20年度から令和4年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみると、図9のとおり、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっている。そして、新型コロナウイルス感染症への対応等が行われた令和2、3両年度にそれぞれ大幅に増加したものの、4年度は前年度から大幅に減少している。

図9　社会保障関係費及び高齢化率の推移

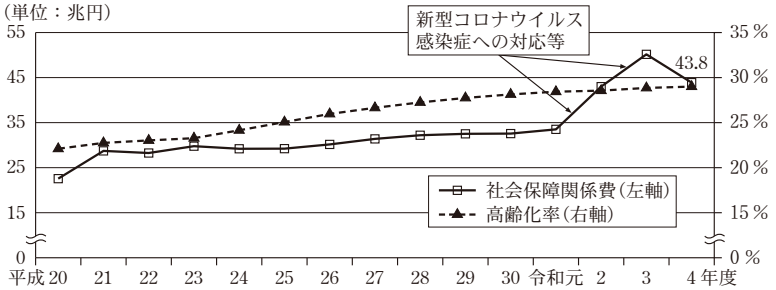

（注）高齢化率は、総務省「人口推計」における各年10月1日現在の65歳以上人口の割合である。

(2)　財政収支対 GDP 比

ア　財政収支対 GDP 比と一般会計財政収支対 GDP 比

財政収支、一般会計財政収支及び一般会計 PB のそれぞれの対 GDP 比について、平成 20 年度から令和 4 年度までの推移をみると、図 10 のとおり、財政収支対 GDP 比と一般会計財政収支対 GDP 比はおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等によって地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方の財政収支がほぼ均衡して推移していることなどによる。また、同期間内において一般会計財政収支と一般会計 PB の差である国債等の利払費の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対 GDP 比と一般会計 PB 対 GDP 比についても同じように推移している。

そして、一般会計財政収支対 GDP 比は、 4 年度はマイナス 5.4% となっており、前年度のマイナス 6.9% からは 1.5 ポイント改善していて、財政収支対 GDP 比は、 4 年度はマイナス 6.0% となっており、前年度のマイナス 6.6% からは 0.6 ポイント改善しているが、いずれもコロナ禍前の元年度の水準(それぞれマイナス 3.8%、マイナス 3.7%)には戻っていない。

図 10　財政収支、一般会計財政収支及び一般会計 PB のそれぞれの対 GDP 比の推移

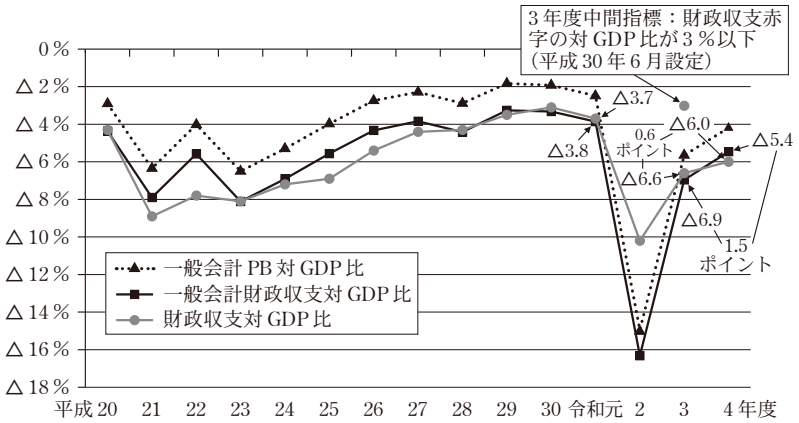

注(1)　財政収支対 GDP 比は、令和 5 年 7 月に公表された内閣府試算による。

注(2)　一般会計財政収支対 GDP 比及び一般会計 PB 対 GDP 比は、令和 5 年 9 月に公表された内閣府「2023 年 4－6 月期四半期別 GDP 速報 2 次速報値(平成 27 年基準)」の GDP を用いて本院が算出した。

注(3)　「3 年度中間指標」は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において設定された「進捗を管理するためのメルクマール」である。

イ　税収等、財政経費及び GDP 成長率

一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、平成 20 年度から令和 4 年度までの推移を GDP 成長率の推移と併せてみると、図 11 のとおり、税収等については、 3 年度までは、おおむね GDP 成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。 4 年度においては、GDP 成長率はプラス 2.0% であったが、税収等は、前記のとおり、前年度剰余金受入が前年度から 12.2 兆円減少したことなどにより前年度から 3.9 兆円減少して 85.2 兆円となり、財政経費は、前年度から 11.5 兆円減少して 116.0 兆円となっている。

図 11　税収等、財政経費及び GDP 成長率の推移

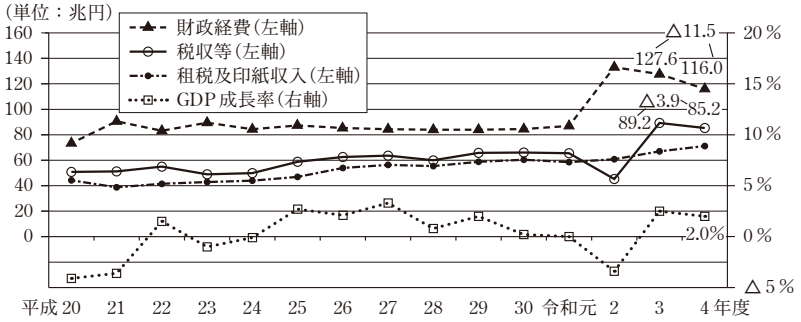

（注）　GDP 成長率は、令和 5 年 9 月に公表された内閣府「2023 年 4－6 月期四半期別 GDP 速報 2 次速報値（平成 27 年基準）」による。

4 年度における前年度からの財政経費の減少 11.5 兆円の内訳を政策的経費と利払費に区分してみると、図 12 のとおり、利払費は横ばいとなっている一方、政策的経費が 11.5 兆円減少しており財政経費の減少の主な要因となっている。

図 12　令和 4 年度における前年度からの財政経費の減少の内訳

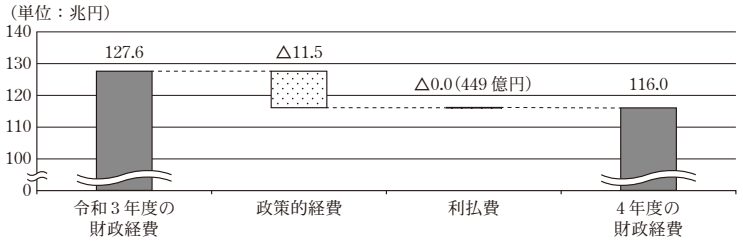

（注）　「政策的経費」及び「利払費」については、前年度からの減少額を示している。

財政経費のうち利払費は、普通国債の残高と金利（利率）によって決定される。普通国債の利率加重平均（年度末の残高に係る表面利率の加重平均）について、平成 20 年度から令和 4 年度までの推移をみると、図 13 のとおり、平成 20 年度の 1.4% から令和 4 年度の 0.7% へと 0.6 ポイント減少している。そして、利払費は、平成 20 年度の 7.5 兆円以降、普通国債の残高の累増による影響が普通国債の利率加重平均の低下による影響を上回っていることから 27 年度までは増加傾向となっていたが、28 年度以降は普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少している。そして、令和 4 年度の利払費は、同年度末の普通国債の残高が前年度末から 35.6 兆円増加して 1027.0 兆円となっている中で、前年度から横ばいの 7.1 兆円となっている。

図 13　普通国債の残高、利払費及び利率加重平均の推移

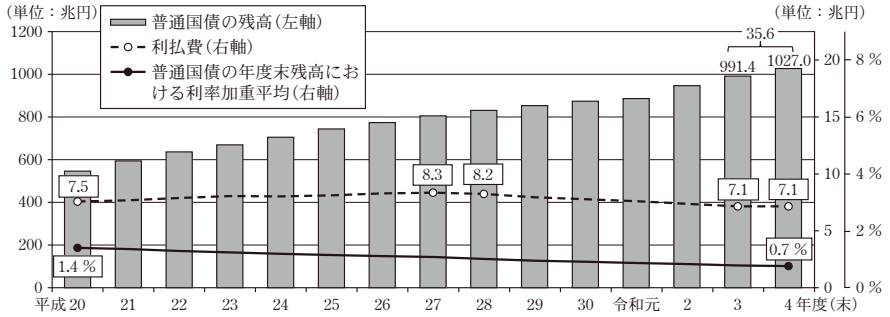

注(1)　普通国債の額は、一般会計歳入歳出決算に添付され国会に提出されている「国の債務に関する計算書」等では示されていないことから、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

注(2)　利率加重平均は、割引国債（無利子）を除く。

注(3)　利払費は、一般会計における支出済歳出額である。

(3)　債務残高対 GDP 比

ア　債務残高の推移

債務残高とその内訳について、平成 20 年度末から令和 4 年度末までの推移をみると、図 14 のとおり、普通国債のうち復興債（その借換債を含む。以下(3)において同じ。）を除いた国債（以下「復興債を除いた普通国債」という。）が債務残高の大半を占めており、その残高は引き続き増加している。そして、4 年度末の復興債を除いた普通国債の残高は、前年度末から 35.9 兆円増加（対前年度比 3.6% 増）して、1021.9 兆円となっている。

図 14　債務残高の推移

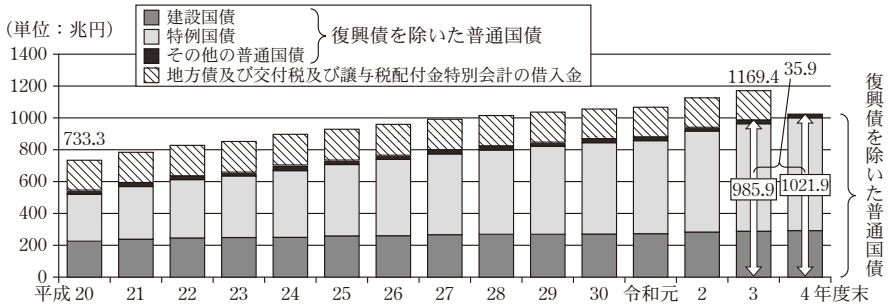

注(1)　復興債を除いた普通国債の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額によるものであり、建設国債、特例国債及びその他の普通国債の額は、それぞれの借換債の額を含んでいる。

注(2)　特例国債には震災特例国債（阪神・淡路大震災に対処するための平成 6 年度における公債の発行の特例等に関する法律（平成 7 年法律第 17 号）に基づき平成 6 年度に発行された国債）を含む。また、その他の普通国債は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。

注(3)　地方債の額は、総務省「地方財政白書」における各年度末の地方債現在高による。なお、令和 4 年度末の地方債現在高は、5 年 9 月時点では示されていない。

注(4)　交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の額は、一般会計の国の債務に関する計算書のうち交付税及び譲与税配付金特別会計から承継した分及び交付税及び譲与税配付金特別会計の債務に関する計算書における翌年度以降への繰越債務負担額を合算した額である。

4 年度末の復興債を除いた普通国債の前年度末からの増加 35.9 兆円の内訳を建設国債、特例国債及びその他の普通国債（それぞれの借換債を含む。以下(3)において同じ。）に区分してみると、図 15 のとおり、建設国債は 4.8 兆円、特例国債は 31.4 兆円それぞれ増加している一方、その他の普通国債は 0.4 兆円減少しており、復興債を除いた普通国債の増加の要因は、建設国債及び特例国債の増加となっている。

図 15　復興債を除いた普通国債の令和 4 年度末における前年度末からの増加の内訳

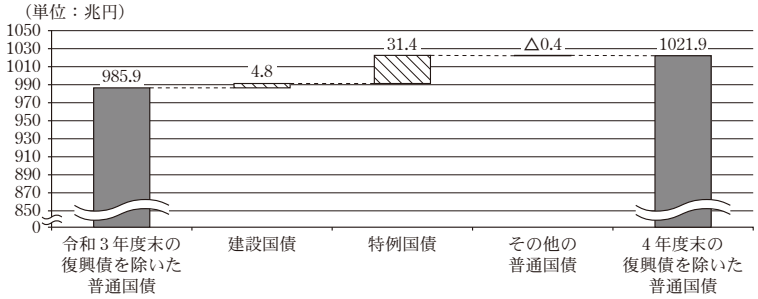

注(1)　復興債を除いた普通国債等の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額によるものであり、建設国債、特例国債及びその他の普通国債の額は、それぞれの借換債の額を含んでいる。

注(2)　「その他の普通国債」は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。

注(3)　「建設国債」「特例国債」及び「その他の普通国債」については、前年度からの増減額を示している。

建設国債及び特例国債の残高については、平成20年度末以降、特例国債の残高が建設国債の残高を上回る状況が続いており、また、いずれも20年度末から令和4年度末にかけて増加しているが、その増加額は特例国債が建設国債を大幅に上回る状況となっている(図14参照)。

イ　債務残高と債務残高対GDP比の推移

債務残高と債務残高対GDP比について、平成20年度から令和4年度までの推移をGDPの推移と併せてみると、図16のとおり、債務残高は一貫して増加しており、債務残高対GDP比の増加幅は、GDPが緩やかに増加していた平成25年度から令和元年度までについては、平成20年度から24年度にかけての増加幅に比べて抑えられていたものの、令和2年度の債務残高対GDP比は、債務残高が大幅に増加し、GDPが減少したことから前年度を大幅に上回った。そして、4年度の債務残高対GDP比は、対前年度比1.2ポイント増の213.5%となっており、平成25年度から令和元年度までの増加幅と同水準となっている。

図16　債務残高と債務残高対GDP比の推移

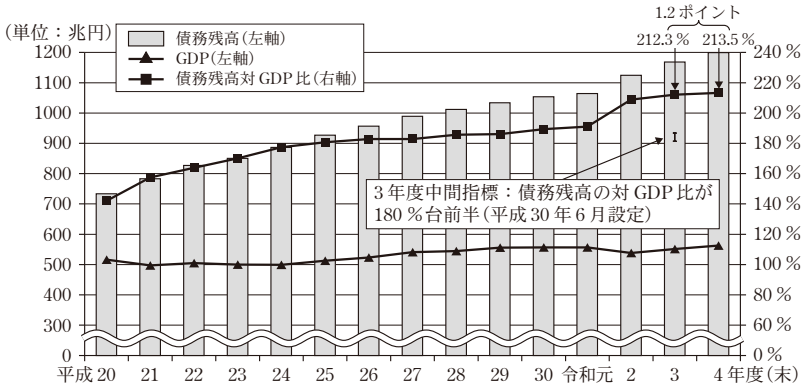

注(1)　債務残高及び債務残高対GDP比は、令和5年7月に公表された内閣府試算による。
注(2)　GDPは、令和5年9月に公表された内閣府「2023年4－6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」による。
注(3)　「3年度中間指標」は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において設定された「進捗を管理するためのメルクマール」である。

(4)　普通国債の発行・償還等の状況

前記のとおり、国の一般会計の決算額でみた財政健全化の指標と、普通国債の発行・償還等との間には一定の関係があることから、普通国債の発行・償還等の推移について、財政健全化の指標の理解に資するための参考として示すと、次のとおりである。

ア　普通国債の発行額の推移

平成20年度から令和4年度までの普通国債の発行額(収入金ベース(注11))等の推移をみると、図17のとおり、建設国債は、平成25年度から令和元年度まではおおむね横ばいで、また、特例国債は、平成21年度から30年度までは減少傾向で推移しているものの、いずれも令和2年度に大幅に増加

している。そして、４年度は３年度と同様にいずれも前年度から減少し、特例国債は41.7兆円となっており、コロナ禍前の元年度(27.4兆円)以前と比較して依然として高い水準にあるものの、建設国債は8.7兆円となっており、元年度(9.1兆円)以前と同水準となっている。一方、借換債は、３年度に大幅に増加し、４年度は147.7兆円となっており、前年度を上回っている。

国の一般会計歳入決算総額に占める国債の発行収入金の割合は、２年度は50％を超える状況となったが、４年度は32.8％となっており、３年度と同様にコロナ禍前の元年度(33.5％)と同水準となっている。

(注11)　収入金ベース　　国債の発行額を収入金額を用いて示したもの。４月から翌年３月までの発行収入金をベースに特会法第47条第１項において認められている会計年度を超えた借換債の前倒し発行分及び公債の発行の特例に関する各法律等により認められている翌年度の４月から６月までの出納整理期間発行分の調整を行っている。

図17　普通国債の発行額(収入金ベース)等の推移

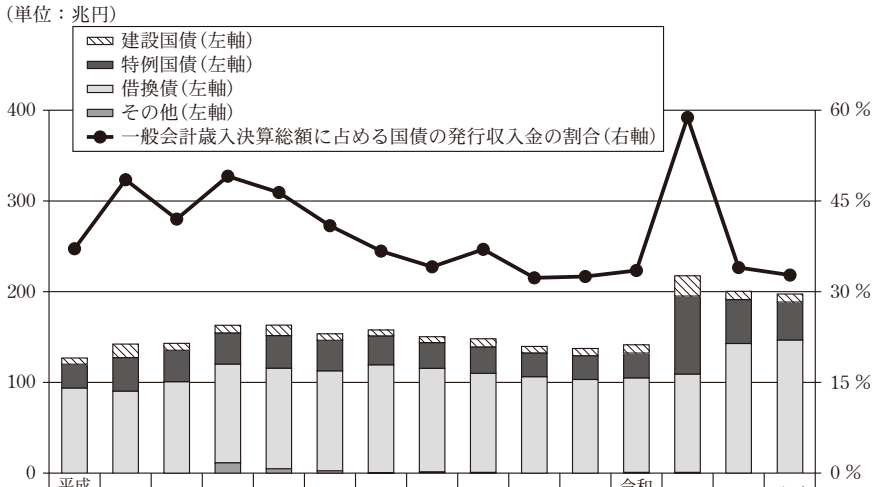

	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4年度
普通国債	127.0	142.4	143.1	163.0	163.3	153.6	157.9	150.4	148.3	140.0	137.6	141.6	217.7	200.5	198.2
建設国債	6.9	15.0	7.6	8.3	11.4	7.0	6.5	6.4	8.9	7.2	8.0	9.1	22.5	9.1	8.7
特例国債	26.1	36.9	34.6	34.4	36.0	33.8	31.9	28.4	29.1	26.2	26.2	27.4	85.9	48.4	41.7
借換債	93.9	90.4	100.8	109.0	110.9	110.1	119.3	114.2	109.4	106.3	103.2	104.2	108.5	142.8	147.7
その他	－	－	－	11.2	4.8	2.6	0.1	1.3	0.7	0.0	－	0.8	0.7	0.0	－
年金特例国債	－	－	－	－	2.5	2.6	－	－	－	－	－	－	－	－	－
復興債	－	－	－	11.2	2.3	－	0.1	1.3	0.7	0.0	－	0.8	0.7	0.0	－
(参考)一般会計歳入決算総額に占める国債の発行収入金の割合	37.1%	48.5%	42.0%	49.1%	46.4%	40.9%	36.7%	34.1%	37.0%	32.3%	32.5%	33.5%	58.8%	34.0%	32.8%

(注)「一般会計歳入決算総額に占める国債の発行収入金の割合」については、建設国債、特例国債、年金特例国債及び復興債(平成23年度分のみ)が含まれる。

なお、財務省は、国債の確実かつ円滑な発行等を図るために、国債発行に当たっては、市場の動向及び投資家のニーズ等を勘案して、各年度のカレンダーベース市中発行額(注12)について償還年限別の発行額を決定している。国債のカレンダーベース市中発行額について償還年限別の推移を示すと、図18のとおりであり、２年度に短期国債の発行額が大幅に増加した結果、フローベースの平均償還年限(注13)は、元年度の９年０か月から２年度の６年８か月へと２年以上短期化した。一方、３年度からは短期国債の発行額が前年度から減少するなどした結果、４年度のフローベースの平均償還年限は７年７か月となっている。

(注12)　カレンダーベース市中発行額　　国債の発行方式は、公募入札を基本とした市中発行方式、個人向け販売及び公的部門発行方式(日銀乗換)の三つに大別され、カレンダーベース市中発行額は、市中発行方式のうち、あらかじめ額を定めた入札により定期的に発行する国債の4月から翌年3月までの発行額(額面)の総額であり、市中発行方式の大半を占めている。なお、カレンダーベース市中発行額には、普通国債のほか、同一の金融商品として普通国債と一体として発行される財投債(特会法第62条第1項の規定に基づき財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計において発行される公債)が含まれる。

(注13)　フローベースの平均償還年限　　カレンダーベース市中発行額における各国債の償還年限を加重平均したもの

図18　国債のカレンダーベース市中発行額における償還年限別発行額の推移

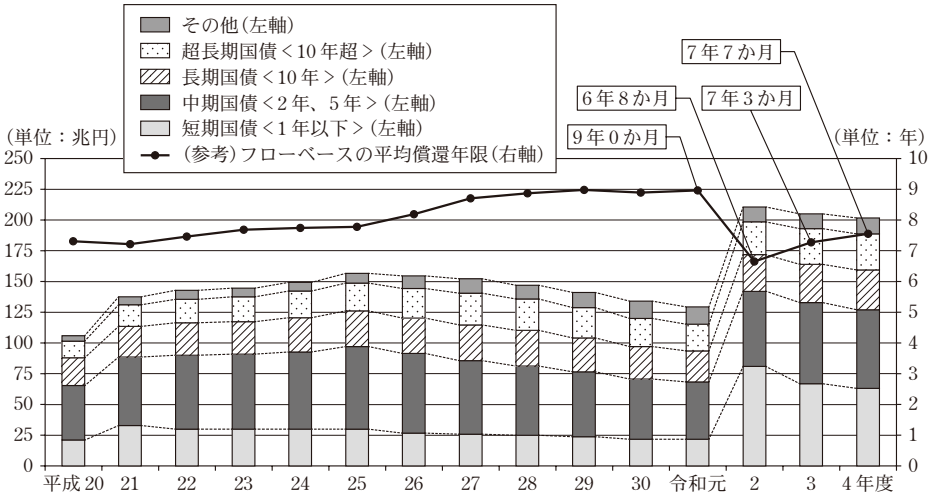

注(1)　発行額は、普通国債と財投債の合計額である。
注(2)　「その他」は、流動性供給入札に係る分、変動利付国債<15年>及び物価連動国債<10年>である。
注(3)　<　　>は償還年限を表している。

イ　国債費及び普通国債の発行残高の推移

国債費は、過去に発行された国債の償還及び利払等の財源として一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられた額等であり、国債の償還のために繰り入れられた額(以下「債務償還費」という。)と利子等の支払のために繰り入れられた額等(以下「利払費等」という。)で構成されている。平成20年度から令和4年度までの国債費の決算額の推移についてみると、図19のとおり、債務償還費が平成22年度以降増加傾向であることから、国債費の決算額は増加傾向となっていて、20年度に19.1兆円であったものが、令和4年度には23.8兆円となり、4.7兆円増加している。

また、普通国債の発行残高の推移をみると、図19のとおり、平成20年度末に545.9兆円であったものが令和4年度末には1027.0兆円となっており、一貫して増加している。

図 19　国債費の決算額及び普通国債の発行残高の推移

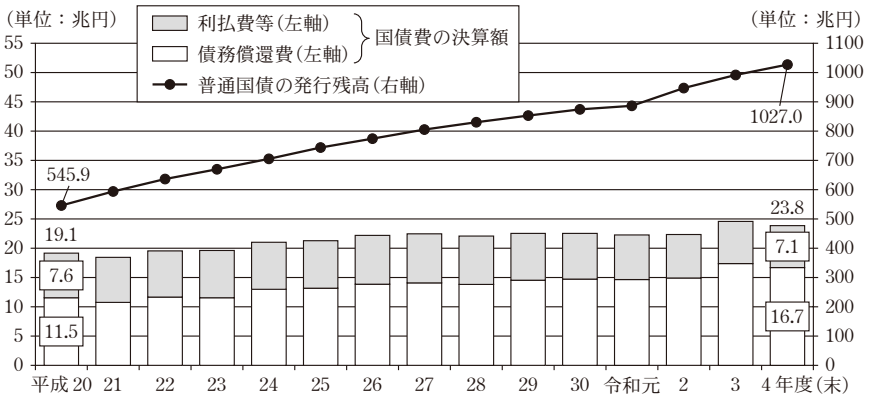

（注）　普通国債の発行残高は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

3　まとめ

(1)　国・地方 PB 及び国・地方 PB 対 GDP 比

国・地方 PB 及び国・地方 PB 対 GDP 比は、平成 20 年度から令和 4 年度まで一般会計 PB 及び一般会計 PB 対 GDP 比とおおむね同じように推移しており、4 年度の一般会計 PB は、前年度から改善してマイナス 23.6 兆円となっているが、コロナ禍前の元年度の水準には戻っていない。一般会計 PB の内訳となる税収等及び政策的経費について、平成 20 年度から令和 4 年度までの推移をみると、全ての年度において政策的経費が税収等を上回っている。そして、4 年度においては、税収等が前年度から減少しているものの、政策的経費の前年度からの減少額が税収等の前年度からの減少額を上回っているため、一般会計 PB は前年度に比べて改善している。4 年度の一般会計 PB の内訳の前年度からの増減要因についてみると、収入面では、4 年度の税収等のうち、租税及印紙収入が 4.0 兆円及び「その他」が 4.1 兆円それぞれ増加している一方、3 年度に大幅に増加した前年度剰余金受入が 12.2 兆円減少している。このうち、4 年度の租税及印紙収入についてみると、所得税、法人税及び消費税が増加している。支出面では、4 年度の政策的経費のうち、その他の事項経費が 2.4 兆円増加しているものの、中小企業対策費が 6.5 兆円、社会保障関係費が 6.2 兆円それぞれ減少している。また、政策的経費の 8 割以上を占める社会保障関係費、地方交付税交付金等、その他の事項経費、文教及び科学振興費及び公共事業関係費について、平成 30 年度から令和 4 年度までの推移をみると、3 年度までは社会保障関係費が一貫して増加するなどしている。4 年度においては、社会保障関係費については、新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金が減少したことなどにより前年度から減少し、地方交付税交付金等については、平成 30 年度以降増加していたものの、前年度から減少している。その他の事項経費については、令和 4 年度は燃料油価格激変緩和強化対策事業費補助金が増加したことなどにより前年度から増加している。文教及び科学振興費については、4 年度は大学等成長分野転換支援基金補助金等により前年度から増加している。そして、公共事業関係費については、平成 30 年度以降増加したものの、令和 4 年度は河川改修費が減少したことなどにより前年度から減少している。

4 年度の政策的経費の約 4 割を占めており、一般会計 PB の赤字の支出面の大きな要因となっている社会保障関係費について、平成 20 年度から令和 4 年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみる

と、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっている。そして、新型コロナウイルス感染症への対応等が行われた2、3両年度にそれぞれ大幅に増加しており、4年度は前年度から大幅に減少している。

(2)　財政収支対GDP比

財政収支対GDP比は、平成20年度から令和4年度まで一般会計財政収支対GDP比とおおむね同じように推移している。そして、一般会計財政収支と一般会計PBの差である国債等の利払費の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対GDP比と一般会計PB対GDP比についても同じように推移しており、4年度の一般会計財政収支対GDP比は、前年度から改善してマイナス5.4%となっているが、コロナ禍前の元年度の水準には戻っていない。一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、平成20年度から令和4年度までの推移をGDP成長率の推移と併せてみると、税収等については、3年度までは、おおむねGDP成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。4年度においては、GDP成長率はプラスであったが、税収等は、前年度剰余金受入が前年度から減少したことなどにより減少していた。財政経費については、4年度は前年度から減少しており、その内訳についてみると、利払費は横ばいである一方、政策的経費が11.5兆円減少している。利払費は、平成28年度以降、普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少している。

(3)　債務残高対GDP比

復興債(その借換債を含む。以下同じ。)を除いた普通国債の残高は債務残高の大半を占めていて引き続き増加しており、令和4年度末の復興債を除いた普通国債の残高は、前年度末から35.9兆円増加(対前年度比3.6%増)して、1021.9兆円となっている。4年度末の復興債を除いた普通国債の前年度末からの増加の内訳についてみると、建設国債(その借換債を含む。以下同じ。)は4.8兆円、特例国債(その借換債を含む。以下同じ。)は31.4兆円それぞれ増加している一方、その他の普通国債(その借換債を含む。)は0.4兆円減少している。建設国債及び特例国債の残高については、平成20年度末から令和4年度末にかけて、いずれも増加しているが、その増加額は特例国債が建設国債を大幅に上回る状況となっている。

債務残高対GDP比について、平成20年度から令和4年度までの推移をGDPの推移と併せてみると、GDPが緩やかに増加していた平成25年度から令和元年度までの増加幅は、平成20年度から24年度にかけての増加幅に比べて抑えられていたものの、令和2年度は前年度を大幅に上回り、4年度はコロナ禍前の平成25年度から令和元年度までの増加幅と同水準となっている。

本院としては、これらを踏まえて、国の財政の状況について引き続き注視していくこととする。

第２　日本銀行の財務の状況

日本銀行の令和４年度の決算の概要は前掲735ページのとおりであるが、日本銀行の決算等のより的確な理解に資するために、日本銀行が量的・質的金融緩和等の下で金融機関等から多額の長期国債（発行から償還までの期間が２年以上の国債をいう。以下同じ。）等の金融資産を買い入れるなどしていることを踏まえて、日本銀行の財務についてその状況を述べると、次のとおりである。

１　量的・質的金融緩和等

(1)　日本銀行の金融調節

日本銀行は、日本銀行法（平成９年法律第89号）に基づき、我が国の中央銀行として、日本銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節として、国債等の買入れを行うなどして金融機関等に資金を供給したり、日本銀行が振り出す手形等の売却を行って金融機関等から資金を吸収したりして、金融機関等が相互の資金決済等のために日本銀行に保有している当座預金（以下「日銀当座預金」という。）の残高を増減させることにより、金融市場における資金過不足の調整（以下「金融調節」という。）を行っている。

また、日本銀行は、平成20年10月に、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図るために、補完当座預金制度を導入している。この制度は、準備預金制度[注１]の対象となる金融機関に係る日銀当座預金及び準備預り金[注２]（以下、日銀当座預金及び準備預り金を合わせて「日銀当座預金等」という。）のうち日本銀行に預け入れることが義務付けられている額を超える額（以下「超過準備額」という。）並びに準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等[注３]（以下「非対象先」という。）に係る日銀当座預金（以下、超過準備額及び非対象先に係る日銀当座預金を合わせて「超過準備額等」という。）について、いずれも政策委員会で決定した適用利率（制度導入時は年0.1％）による利息を付すものである。

（注１）　準備預金制度　　準備預金制度に関する法律（昭和32年法律第135号）に基づき、銀行等の預金取扱金融機関について、預金等の債務に所定の率を乗じて算定される額を日本銀行に預け入れることを義務付ける制度

（注２）　準備預り金　　準備預金制度の対象となる金融機関のうち日本銀行と当座預金取引のないものに係る預り金

（注３）　準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等　　準備預金制度の対象とならないが、資金決済等のために日本銀行と当座預金取引を行っている金融機関等のうち証券会社等

(2)　量的・質的金融緩和等の概要

日本銀行は、25年１月に、消費者物価の前年比上昇率で２％とする物価安定の目標を導入し、同年４月に、当該物価安定の目標を２年程度の期間を念頭に置いてできるだけ早期に実現するために「量的・質的金融緩和」の導入を決定した。また、その後、26年10月に「量的・質的金融緩和」の拡大を、28年１月に「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を、同年９月に「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入を、30年７月に「強力な金融緩和継続のための枠組み強化」を、令和２年３月に「新型感染症拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」を、同年４月に「金融緩和の強化」を、３年３月に「より効果的で持続的な金融緩和」をそれぞれ決定するなどした。そして、日本銀行は、上記の各決定において定めた金融調節の方針（以下「金融市場調節方針」という。）、資産の買入れ方針等、金利操作方針等（図表１参照）に基づき、長期国債、指数連動型上場投資信託（以下「ETF」という。）及び不

動産投資信託（以下「J－REIT」という。）の買入れなどを行ったり、日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1％の利率を適用したりなどしてきている。

図表１　量的・質的金融緩和導入以降の金融市場調節方針等の概要

区分		金融市場調節方針	資産の買入れ方針等				金利操作方針等
			長期国債		ETF	J－REIT	
			買入額	買入れの平均残存期間			
平成25年4月	「量的・質的金融緩和」の導入	注(2) マネタリーベースが年間約60～70兆円に相当するペースで増加するように金融調節を行う。	保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	7年程度	保有残高が年間約1兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	保有残高が年間約300億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	—
26年10月	「量的・質的金融緩和」の拡大	マネタリーベースが年間約80兆円に相当するペースで増加するように金融調節を行う。	保有残高が年間約80兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	7年～10年程度	保有残高が年間約3兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	保有残高が年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	—
28年1月	「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入	マネタリーベースが年間約80兆円に相当するペースで増加するように金融調節を行う。	保有残高が年間約80兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	7年～12年程度 注(3)	保有残高が年間約3兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。注(4)	保有残高が年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1％の金利を適用する。
28年9月	「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1％の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ％程度で推移するように長期国債の買入れを行う。長期国債について、おおむね現状程度の買入れペース（保有残高の増加額年間約80兆円）をめどとしつつ、金利操作方針を実現するように運営する。	おおむね現状程度の買入れペース（保有残高の増加額年間約80兆円）をめどとしつつ、金利操作方針を実現するように運営する。注(5)	— （廃止）	保有残高が年間約6兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。注(6)	保有残高が年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1％の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ％程度で推移するように長期国債の買入れを行う。 注(5)
30年7月	「強力な金融緩和継続のための枠組み強化」	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1％の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ％程度で推移するように長期国債の買入れを行う。その際、長期金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動し得るものとし、買入額については、保有残高の増加額年間約80兆円をめどとしつつ、弾力的な買入れを実施する。	保有残高の増加額年間約80兆円をめどとしつつ、弾力的な買入れを実施する。注(7)	—	保有残高が年間約6兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入額は上下に変動し得るものとする。	保有残高が年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入額は上下に変動し得るものとする。	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1％の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ％程度で推移するように長期国債の買入れを行う。その際、長期金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動し得るものとする。 注(7)
令和2年3月	「新型感染症拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1％の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ％程度で推移するように長期国債の買入れを行う。その際、長期金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動し得るものとし、買入額については、保有残高の増加額年間約80兆円をめどとしつつ、弾力的な買入れを実施する。	保有残高の増加額年間約80兆円をめどとしつつ、弾力的な買入れを実施する。注(8)	—	当面は、年間約12兆円に相当する残高増加ペースを上限に、積極的な買入れを行う。 注(9)	当面は、年間約1800億円に相当する残高増加ペースを上限に、積極的な買入れを行う。注(9)	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1％の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ％程度で推移するように長期国債の買入れを行う。その際、長期金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動し得るものとする。 注(8)

区分		金融市場調節方針	資産の買入れ方針等				金利操作方針等
			長期国債		ETF	J－REIT	
			買入額	買入れの平均残存期間			
2年4月	「金融緩和の強化」	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1％の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ％程度で推移するように上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。その際、長期金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動し得るものとする。	10年物国債金利がゼロ％程度で推移するように上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。注(10)	—	当面は、年間約12兆円に相当する残高増加ペースを上限に、積極的な買入れを行う。注(11)	当面は、年間約1800億円に相当する残高増加ペースを上限に、積極的な買入れを行う。注(11)	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1％の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ％程度で推移するように上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。その際、長期金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動し得るものとする。注(10)
3年3月	「より効果的で持続的な金融緩和」	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1％の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ％程度で推移するように上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。	10年物国債金利がゼロ％程度で推移するように上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。	—	年間約12兆円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。	年間約1800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1％の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ％程度で推移するように上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。

注(1)　下線部分は、直上の表記内容からの変更箇所である。

注(2)　マネタリーベースとは、日本銀行が供給する通貨の総量であり、日本銀行券発行高、貨幣流通高及び日銀当座預金の合計額である。

注(3)　平成27年12月に導入が決定された「量的・質的金融緩和を補完するための諸措置」では、28年1月以降、長期国債の買入れの平均残存期間は「7年～12年程度」に長期化することとされている。

注(4)　平成27年12月に導入が決定された「量的・質的金融緩和を補完するための諸措置」では、ETFについて、28年4月以降、新たに年間約3000億円の枠を設けて「設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業」の株式を対象とするETFを買い入れることとされている。

注(5)　平成28年9月の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入に伴い決定された金融市場調節方針において記述されている事項である。

注(6)　平成28年7月に、「金融緩和の強化」として、ETFの保有残高が年間約6兆円に相当するペースで増加するように買入れを行うことが決定されている。

注(7)　平成30年7月の「強力な金融緩和継続のための枠組み強化」に伴い決定された金融市場調節方針において記述されている事項である。

注(8)　令和2年3月の「新型感染症拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」に伴い決定された金融市場調節方針において記述されている事項である。

注(9)　令和2年3月の「新型感染症拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」において「ETF・J－REITの積極的な買入れ」として記述されている事項であり、その注記として、ETF及びJ－REITの原則的な買入れ方針としては、引き続き、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行い、その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入額は上下に変動し得るものとすると記述されている。

注(10)　令和2年4月の「金融緩和の強化」に伴い決定された金融市場調節方針において記述されている事項である。

注(11)　令和2年4月の「金融緩和の強化」において「ETFおよびJ－REITの買入れ方針」として記述されている事項であり、その注記として、ETF及びJ－REITの原則的な買入れ方針としては、引き続き、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行い、その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入額は上下に変動し得るものとすると記述されている。

2　日本銀行の財務の状況

(1)　資産、負債等

日本銀行の4年度末における総資産残高、総負債残高、純資産等や主な資産である長期国債、ETF及びJ－REITの状況等をみると、次のとおりとなっている。

ア　総資産残高、総負債残高、純資産等

4年度末における総資産残高は、前年度末から1兆1370億円減少して735兆1165億円(量的・質的金融緩和導入前の平成24年度末の164兆8127億円の約4.5倍)となっている。これは、後述のとおり日本銀行が保有する長期国債(以下「保有長期国債」という。)が前年度末から64兆9885億円増加して576兆2197億円(24年度末は91兆3492億円)となった一方、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション(注4)の利用が減少し、同オペレーションに係る貸付残高が前年度末から80兆8562億円減少して5兆9810億円(同計上なし)となったことなどにより、「貸出金」が前年度末から57兆0931億円減少して94兆4397億円(同25兆4870億円)となったり、日本銀行が保有する短期国債(以下「保有短期国債」という。)が前年度末から9兆4415億円減少して5兆5009億円(同34兆0063億円)となったりしたことなどによる。

また、令和4年度末における総負債残高は、前年度末から1兆9661億円減少して729兆5849億円(平成24年度末の161兆5239億円の約4.5倍)となっている。これは、国債補完供給(注5)の利用が増加したことにより「売現先勘定(注6)」が前年度末から4兆4509億円増加して5兆3709億円(24年度末は14兆5054億円)となったり、国庫の資金繰りの状況を反映して政府預金が2兆5654億円増加して15兆5979億円(同1兆4941億円)となったりした一方、上記の新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション等を通じた資金供給の減少により日銀当座預金が前年度末から14兆1003億円減少して549兆0781億円(同58兆1289億円)となったことなどによる(図表2参照)。

(注4)　新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション　日本銀行が、金融機関等からあらかじめ差し入れられた国債等の適格担保を担保として、新型コロナウイルス感染症対応として行われている中小企業等への融資残高等の合計額の範囲内で資金供給を行う公開市場操作としての貸付けであり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、令和2年3月に「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーション」として開始された後、同年4月に名称変更され、5年3月末をもって廃止された。

(注5)　国債補完供給　日本銀行が、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、国債及び資金決済の円滑確保にも資するとの観点から、日本銀行が保有する国債を市場参加者に対して一時的かつ補完的に供給することを目的として行う国債の買戻条件付売却

(注6)　売現先勘定　国債の買戻条件付売却に伴って発生する金銭債務の額

図表２　総資産残高、総負債残高等の状況

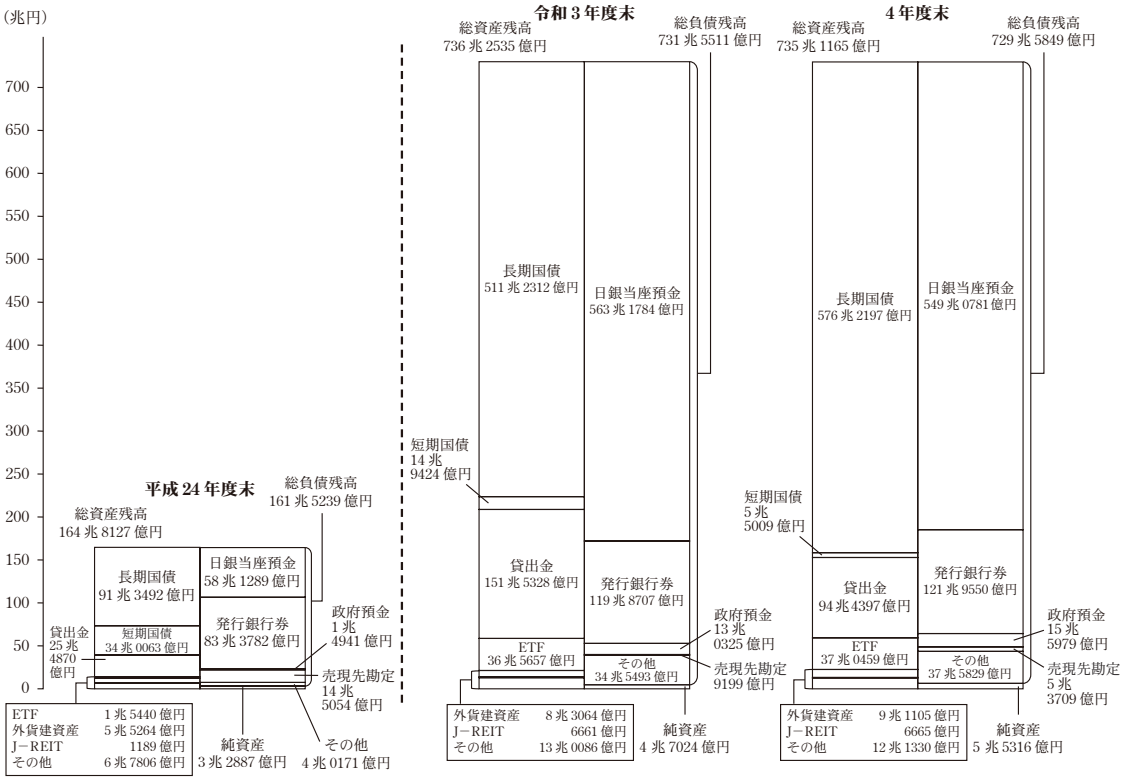

注(1)　日本銀行の貸借対照表及び附属明細書から本院が作成した。

注(2)　資産の「外貨建資産」は、国際金融協力の実施等に備える目的で保有している外貨預け金、外貨債券、外貨投資信託及び外貨貸付金である。

そして、資本金、法定準備金(注７)、特別準備金(注８)及び当期剰余金(各年度における剰余金をいう。以下同じ。)で構成される純資産は、後述のとおり当期剰余金が前年度末から7629億円増加して２兆0875億円(平成24年度末は5760億円)となったことなどから、前年度末から8291億円増加して５兆5316億円(同３兆2887億円)となっている。

また、上記の資本金、法定準備金(当該事業年度に係る剰余金の処分において積み立てられる額を含む。)及び特別準備金に債券取引損失引当金(注９)、外国為替等取引損失引当金等(注10)を加えて構成される自己資本の保有残高は、法定準備金1043億円、債券取引損失引当金4612億円及び外国為替等取引損失引当金3745億円を積み立てたことから、図表３のとおり、前年度末から9401億円増加して11兆8776億円(同６兆0811億円)となっている。

(注７)　法定準備金　　日本銀行法に基づき、各年度において、当期剰余金の５％に相当する金額を積み立てる準備金であり、特に必要があると認められるときは、財務大臣の認可を受けて当該金額を超える金額を積み立てることができることとなっている。

(注８)　特別準備金　　戦後の金融機関再建整備促進のため、大蔵大臣命令により他の金融機関とともに昭和20年上期から24年上期までの間支払停止した配当金の相当額を日本銀行法の一部を改正する等の法律(昭和22年法律第46号)附則の規定により積み立てた準備金

(注９)　債券取引損失引当金　　日本銀行法施行令(平成９年政令第385号)等に基づき、各年度において、債券の売買等に伴い生じた収益又は損失について積立て又は取崩しを行うことができることとなっている引当金であり、量的・質的金融緩和の実施に伴って生じ得る収益の振幅を平準化す

る観点から、平成27年11月に日本銀行法施行令及び日本銀行法施行規則(平成10年大蔵省令第3号)が改正され、当分の間、上記収益の額に長期国債の利息の金額の全部又は一部が、上記損失の額に有利子負債への利息の金額がそれぞれ含まれることとなった。

(注10)　外国為替等取引損失引当金　　日本銀行法施行令等に基づき、各年度において、外国為替関係損益(外貨建資産から生ずる為替差益又は為替差損をいう。)について積立て又は取崩しを行うことができることとなっている引当金

図表3　自己資本の状況

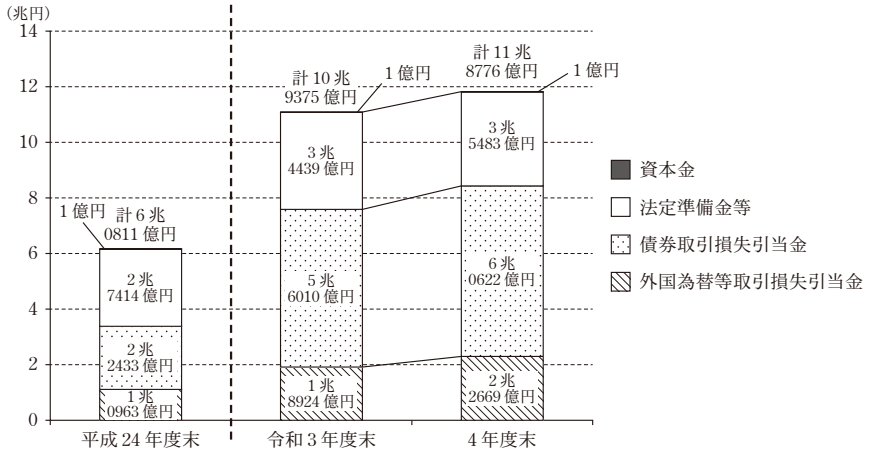

注(1)　日本銀行の決算説明資料から本院が作成した。

注(2)　法定準備金等は、当期剰余金の処分における法定準備金積立額及び特別準備金(1319万円)を含む。

注(3)　令和4年度末の債券取引損失引当金6兆0622億円は、同年度の長期国債利息1兆3411億円に同年度における有利子負債の平均残高を保有長期国債の平均残高で除して得た比率を乗じて得るなどした金額と、有利子負債に係る支払利息等の金額との差額の50%に相当する額4612億円を、3年度末の債券取引損失引当金5兆6010億円に加えたものである。また、4年度末の外国為替等取引損失引当金2兆2669億円は、同年度の為替差益7490億円の50%に相当する額3745億円を、3年度末の外国為替等取引損失引当金1兆8924億円に加えたものである(後述(2)エ参照)。

イ　長期国債

令和4年度末における保有長期国債の残高は、前記のとおり、前年度末から64兆9885億円増加して576兆2197億円(平成24年度末は91兆3492億円)となっている。そして、令和4年度における長期国債の買入額は、図表4のとおり、前年度から63兆1221億円増加して135兆9890億円(買入代金ベース。平成24年度の44兆8614億円の約3.0倍)となっていて、このうち償還期限が到来して償還される長期国債の金額等に相当する分(以下「償還等相当分」という。)は前年度から13兆5878億円増加して71兆0005億円(同24兆1988億円の約2.9倍)、保有残高の増加分は前年度から49兆5343億円増加して64兆9885億円(同20兆6626億円の約3.1倍)となっている。

図表４　長期国債の買入額の状況

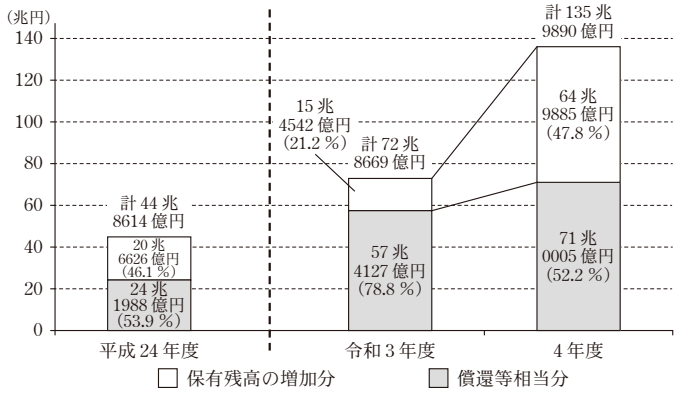

注(1)　日本銀行「マネタリーベースと日本銀行の取引」から本院が作成した。「マネタリーベースと日本銀行の取引」には、金額について、億円単位未満が四捨五入で示されている。
注(2)　償還等相当分には、償却原価法による評価替えに伴う簿価の変動額等が含まれる。
注(3)　(　　)書きは、買入額全体に対する割合である。

また、保有長期国債の残存期間別の残高及び平均残存期間についてみると、令和４年度末は、図表５のとおり、平均残存期間は、前年度末と変わらず6.6年(平成24年度末は3.9年)となっている。

図表５　保有長期国債の残存期間別の残高及び平均残存期間の状況

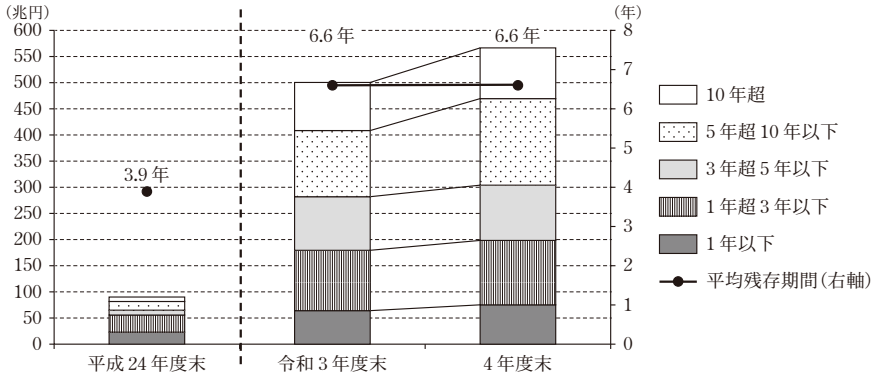

注(1)　日本銀行「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」及び財務省「国債の入札結果」から本院が作成した。
注(2)　保有長期国債の残高は、額面金額ベースであり、貸借対照表価額とは異なる。

日本銀行は、会計規程(平成10年10月制定)に基づき、保有長期国債については、原則として償還期限まで保有している実態を勘案して、償却原価法(注11)により評価を行うこととしている。

令和４年度末における保有長期国債の含み損益の状況をみると、この間の市場金利の動向を反映して、図表６のとおり、前年度末の４兆3730億円の含み益が1579億円の含み損(平成24年度末は２兆5248億円の含み益)に転じており、17年度末以降17年ぶりに含み損が生じている。

(注11)　償却原価法　　取得原価と額面金額との差額を償還期限までの間、毎期均等に償却する方法であり、これに伴う損益は、日本銀行の損益において、長期国債利息に含める形で計上されることとなっている。

図表6　保有長期国債の含み損益等の状況

（単位：億円）

区　　分	平成24年度末	令和3年度末	4年度末
貸借対照表価額(a)	91兆3492	511兆2312	576兆2197
時価(b)	93兆8741	515兆6042	576兆0618
含み損益(c)=(b)−(a)	2兆5248	4兆3730	△ 1579

（注）　日本銀行の貸借対照表及び行政コスト計算財務書類（特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針（平成13年6月財政制度等審議会公表）に基づき、特殊法人等が民間企業として活動しているとの仮定に立って作成する財務書類）から本院が作成した。

ウ　ETF及びJ−REIT

令和4年度末におけるETF及びJ−REITの保有残高（貸借対照表価額）をみると、図表7のとおり、ETFは前年度末から4801億円増加して37兆0459億円（平成24年度末の1兆5440億円の約24.0倍）、J−REITは前年度末から4億円増加して6665億円（同1189億円の約5.6倍）となっている。

日本銀行は、上記のETF及びJ−REITについて、金融政策目的で買い入れたものであり、その保有の目的や実態が民間企業等とは異なることを踏まえて、会計規程に基づき、原価法により評価を行うこととしている。そして、保有等に伴う損失発生可能性に備えて、同規程に基づき、ETF及びJ−REITの時価の総額がそれぞれの帳簿価額の総額を下回る場合には、その差額に対してそれぞれの引当金を年度末に計上することなどとしているが、令和4年度末においてはいずれも時価の総額が帳簿価額の総額を上回ったため、引当金は計上していない。また、ETF及びJ−REITの年度末における時価が著しく下落した場合には減損処理を行うことなどとしているが、同年度末においてはいずれも時価が著しく下落した保有銘柄がなかったため、減損処理は行っていない。

日本銀行が保有するETF及びJ−REITの帳簿価額の総額（貸借対照表価額）について、4年度末における含み損益をみると、この間の株式市場等の動向を反映して、ETFは前年度末から1兆3502億円増加して16兆0356億円の含み益（平成24年度末は5501億円の含み益）が、J−REITは前年度末から1028億円減少して780億円の含み益（同718億円の含み益）がそれぞれ生じている。

図表7　日本銀行が保有するETF及びJ−REITの貸借対照表価額及び含み損益の状況

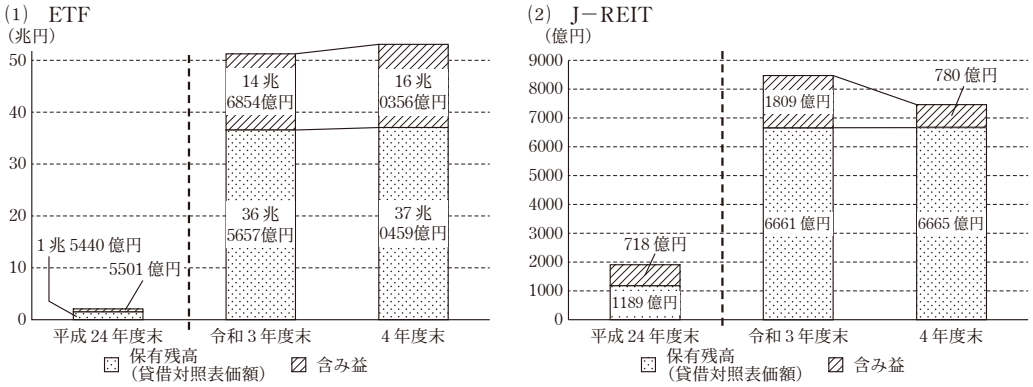

注(1)　日本銀行の貸借対照表及び行政コスト計算財務書類から本院が作成した。

注(2)　ETF及びJ−REITは、国債のように償還期限が設定されるものではないため、その保有残高は処分又は減損処理によって減少することとなり、処分が行われる場合には、ETF及びJ−REITの帳簿価額と処分価格との差額が損益としてそれぞれ計上されることとなっている。

(2)　損益等

日本銀行の令和4年度における経常損益や主な収益又は費用である長期国債利息、補完当座預金制度等に係る支払利息の状況、当期剰余金及びその処分の状況等をみると、次のとおりとなっている。

ア　経常損益

4年度における経常損益の状況をみると、図表8のとおり、収益面では、ETFの分配金等の増加によりETF運用益が前年度から2617億円増加して1兆1044億円(平成24年度は214億円)となったり、後述のとおり長期国債利息が前年度から1895億円増加して1兆3411億円(同6005億円)となったりしたことなどから、経常収益は前年度から7094億円増加して3兆7602億円(同1兆3982億円)となっている。また、費用面では、外貨建資産から生ずる外貨債券費用が前年度から728億円減少して309億円(同700億円の外貨債券収益)となったり、貸出促進付利制度に係る支払利息が前年度から433億円減少して372億円(同計上なし)となったりしたことなどから、経常費用は前年度から1027億円減少して5295億円(同2665億円)となっている。

以上のことから、経常利益は、前年度から8121億円増加して3兆2307億円(同1兆1316億円)となっている。

図表8　経常損益の状況

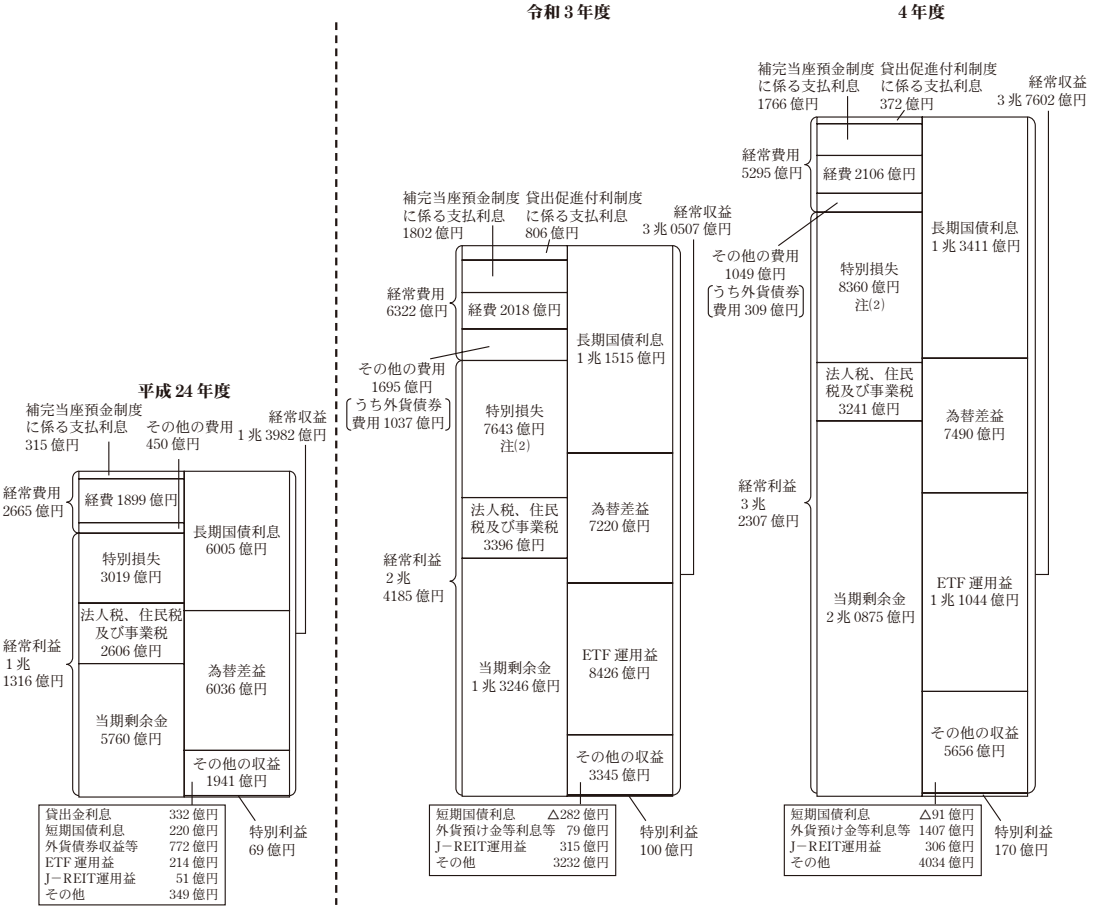

注(1)　日本銀行の損益計算書及び決算説明資料から本院が作成した。

注(2)　令和4年度の特別損失8360億円(3年度は7643億円)のうち4612億円(同4029億円)は債券取引損失引当金に、3745億円(同3610億円)は外国為替等取引損失引当金にそれぞれ積み立てた額である。

イ　長期国債利息等

日本銀行は、長期国債利息については、会計規程に基づき、保有長期国債の受取利息に償却原価法に基づく利息調整損益(注12)を加減して算定することとしている。令和4年度における長期国債利息の

状況をみると、保有長期国債の残高の増加等により受取利息が前年度から461億円増加して2兆9349億円(平成24年度は9595億円)となったり、額面金額を上回る価額で買い入れてきた保有長期国債の一部が償還されたことに係る利息調整損の減少額が、額面金額を上回る価額で長期国債を買い入れたことに係る利息調整損の増加額を上回ったため利息調整損が減少したことなどにより、利息調整損益のマイナス幅が前年度から1433億円縮小して1兆5938億円(同3590億円)となったりしたことから、前記のとおり、長期国債利息は前年度から1895億円増加して1兆3411億円(同6005億円)となっている(図表9参照)。

(注12)　償却原価法に基づく利息調整損益　　償却原価法では、保有長期国債の貸借対照表価額及び長期国債利息は、いずれも、保有長期国債の取得原価と額面金額との差額を取得年度以降償還期限に至るまで毎期均等に加減して算定することとなっており、この場合の取得原価が額面金額を上回る部分が利息調整損、下回る部分が利息調整益となる。

図表9　長期国債利息の状況

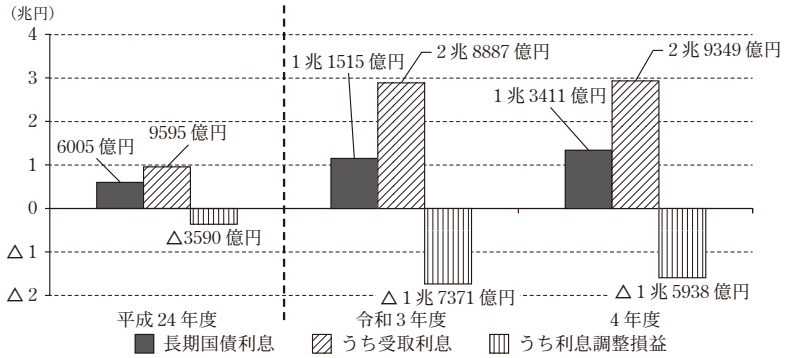

(注)　日本銀行の決算説明資料等から本院が作成した。

また、令和4年度における保有長期国債の利回りなどの状況をみると、図表10のとおり、保有長期国債の平均残高の対平成24年度増加率が前年度から44.4ポイント増加して551.4%となり、長期国債利息の同増加率が前年度から31.5ポイント増加して123.3%となっている。そして、利回りは前年度の0.227%から0.019ポイント増加して0.246%(24年度は0.719%)となっている。

図表10　保有長期国債の平均残高、利回りなどの状況

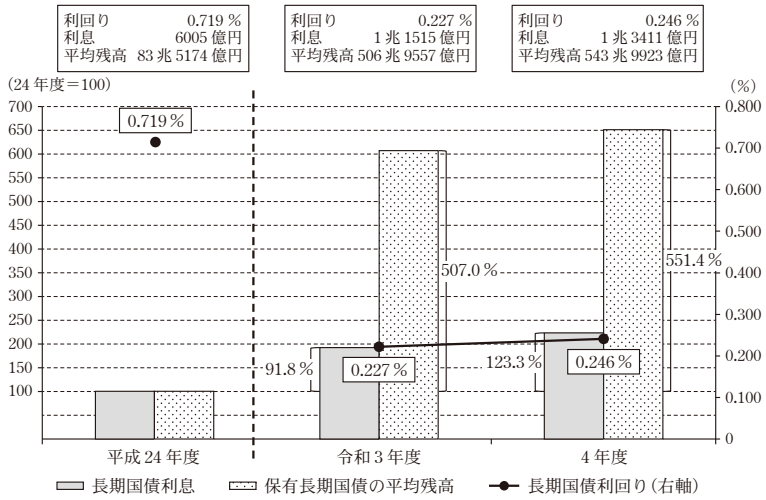

注(1)　日本銀行の決算説明資料から本院が作成した。
注(2)　棒グラフの%は、対平成24年度増加率を示している。

ウ　補完当座預金制度及び貸出促進付利制度に係る支払利息

令和4年度における補完当座預金制度に係る支払利息の状況をみると、図表11のとおり、年0.1％の利率に係る支払額は前年度から2億円増加して2077億円（平成24年度は315億円）となっている。一方で、年マイナス0.1％の利率が適用される日銀当座預金等の残高が増加したことから、年マイナス0.1％の利率に係る受取利息は前年度から38億円増加して310億円（同計上なし）となったため、上記の支払利息は前年度から35億円減少して1766億円（同315億円）となっている。

また、日本銀行は、令和3年4月16日以降、民間金融機関の貸出しなどの取組を支援するための各種の資金供給の利用残高に相当する日銀当座預金に一定の利息（適用利率は年0.2％、0.1％又は0％）を付す貸出促進付利制度に基づき、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用残高に相当する日銀当座預金に対して利息を付している。4年度における同制度に係る支払利息の状況をみると、同オペレーションを通じた資金供給の減少に伴い、当該利用残高に相当する日銀当座預金の残高が減少したことから、図表11のとおり、上記の支払利息は、前年度から433億円減少して372億円（平成24年度は計上なし）となっている。

図表11　補完当座預金制度及び貸出促進付利制度に係る支払利息の状況

（単位：億円）

制　度	区　　分	平成24年度	令和3年度	4年度
補完当座預金制度	年0.1％の利率に係る支払額(a)	315	2075	2077
	うち新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションに係る支払額	—	3 注(3)	—
	年マイナス0.1％の利率に係る受取利息(b)	—	272	310
	補完当座預金制度に係る支払利息(c)=(a)−(b)	315	1802	1766
貸出促進付利制度	年0.2％の利率に係る支払額(d)	—	100	116
	年0.1％の利率に係る支払額(e)	—	705	255
	貸出促進付利制度に係る支払利息(f)=(d)+(e)	—	806	372
	両制度に係る支払利息の合計(g)=(c)+(f)	315	2608	2139

注(1)　超過準備額等の残高に対して発生する補完当座預金制度に係る支払利息の額は、平成24年度から26年度までの各年度については全て年0.1％の利率を適用して算定されていたが、27年度以降については、マイナス金利の適用が開始された28年2月以降、日銀当座預金等の一部に対して年マイナス0.1％の利率を適用して算定された受取利息が発生しているため、年0.1％の利率に係る支払額から当該受取利息の額を減じて算定することとなっている。

注(2)　日本銀行は、貸出促進付利制度において、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用残高に相当する日銀当座預金のうち、日本銀行の貸付先が新型コロナウイルス感染症対応として行っている中小企業等への融資で、政府が予算上の措置を講じた信用保証協会による保証又は利子減免に係る制度を利用して行っている融資に融資条件の面で準じる融資に係る残高に相当する日銀当座預金に年0.2％、上記の融資以外に係る残高に相当する日銀当座預金に年0.1％（令和4年4月以降の同オペレーション利用分については年0％）の利率をそれぞれ適用している。

注(3)　補完当座預金制度に係る支払利息のうち、令和3年度の「うち新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションに係る支払額」3億円は、貸出促進付利制度に係る支払利息が生ずる前の、3年4月1日から15日までの間に生じた支払利息である。

エ　当期剰余金及びその処分

日本銀行は、前記のとおり、長期国債、ETF、J－REIT、外貨建資産等の資産を保有しており、このうち、長期国債及び外貨建資産については、日本銀行法施行令に基づき、各年度において、収

益の額が損失の額を超えるときは、その超える部分の金額の全部又は一部を、財務大臣の承認を受けて、それぞれ債券取引損失引当金及び外国為替等取引損失引当金として積み立てることができることとなっている。一方、ETF 及び J－REIT については、上記のように収益の額が損失の額を超えるときに引当金を積み立てるのではなく、会計規程に基づき、時価の総額がそれぞれの帳簿価額の総額を下回る場合に、その差額に対してそれぞれの引当金を計上することとしている。

そして、日本銀行の各年度における当期剰余金は、経常利益に上記債券取引損失引当金等の積立て又は取崩しなどに係る額を特別損益として加減したものから法人税、住民税及び事業税（以下「法人税等」という。）を差し引いて算定されている。

また、日本銀行は、日本銀行法に基づき、当期剰余金の 5 %に相当する金額を法定準備金として積み立てなければならないこととなっており、特に必要があると認められるときは、財務大臣の認可を受けて当該金額を超える金額を法定準備金として積み立てることができることとなっている。さらに、当期剰余金のうち法定準備金への積立て及び出資者への配当を行った後の残額を国庫に納付しなければならないこととなっている。

令和 4 年度における当期剰余金及び国庫納付金の状況をみると、当期剰余金は、前年度から 7629 億円増加して 2 兆 0875 億円（平成 24 年度は 5760 億円）となっている。これは、前年度と比較して、前記のとおり経常利益が 8121 億円増加した一方、日本銀行において財務の状況や収益の動向等を総合的に勘案して、特別損失である債券取引損失引当金積立額について、長期国債利息の金額に有利子負債の平均残高を保有長期国債の平均残高で除して得た比率を乗じて得るなどした金額と有利子負債に係る支払利息等の金額との差額の 50% に相当する額を財務大臣の承認を受けて積み立てた結果 582 億円増加したり、特別損失である外国為替等取引損失引当金積立額について、為替差益の 50% に相当する額を財務大臣の承認を受けて積み立てた結果 135 億円増加したりしたことなどによる。また、国庫納付金は、上記のとおり当期剰余金が増加したことなどから、前年度から 7247 億円増加して 1 兆 9831 億円（同 5472 億円）となっている（図表 12 参照）。

図表12　当期剰余金及びその処分の状況

（単位：億円、%）

区　　分	平成 24 年度	令和 3 年度	4 年度
経常利益(a)	1 兆 1316	2 兆 4185	3 兆 2307
特別利益(b)	69	100	170
特別損失(c)	3019	7643	8360
うち債券取引損失引当金積立額	—	4029	4612
うち外国為替等取引損失引当金積立額	3018	3610	3745
法人税等(d)　注(1)	2606	3396	3241
当期剰余金(e)=(a)+(b)−(c)−(d)	5760	1 兆 3246	2 兆 0875
法定準備金積立額(f)	288	662	1043
積立率(f)/(e)	5.0	5.0	5.0
配当金(g)　注(2)	0	0	0
国庫納付金(h)=(e)−(f)−(g)	5472	1 兆 2583	1 兆 9831

注(1)　国庫納付金の額は、日本銀行法に基づき、法人税及び事業税に係る課税所得の算定上、損金の額に算入することとなっている。

注(2)　配当金は、出資者に対して各年度総額 500 万円が支払われている。

3　まとめ

(1)　資産、負債等

令和4年度末における総資産残高は、前年度末から1兆1370億円減少して735兆1165億円(量的・質的金融緩和導入前の平成24年度末の164兆8127億円の約4.5倍)となっている。これは、保有長期国債が前年度末から64兆9885億円増加して576兆2197億円(24年度末は91兆3492億円)となった一方、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用が減少し、同オペレーションに係る貸付残高が前年度末から80兆8562億円減少して5兆9810億円(同計上なし)となったことなどにより、「貸出金」が前年度末から57兆0931億円減少して94兆4397億円(同25兆4870億円)となったり、保有短期国債が前年度末から9兆4415億円減少して5兆5009億円(同34兆0063億円)となったりしたことなどによる。また、令和4年度末における総負債残高は、前年度末から1兆9661億円減少して729兆5849億円(平成24年度末の161兆5239億円の約4.5倍)となっている。これは、国債補完供給の利用が増加したことにより「売現先勘定」が前年度末から4兆4509億円増加して5兆3709億円(24年度末は14兆5054億円)となったり、国庫の資金繰りの状況を反映して政府預金が2兆5654億円増加して15兆5979億円(同1兆4941億円)となったりした一方、上記の新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション等を通じた資金供給の減少により日銀当座預金が前年度末から14兆1003億円減少して549兆0781億円(同58兆1289億円)となったことなどによる。そして、資本金、法定準備金、特別準備金及び当期剰余金で構成される純資産は、当期剰余金が前年度末から7629億円増加して2兆0875億円(同5760億円)となったことなどから、前年度末から8291億円増加して5兆5316億円(同3兆2887億円)となっている。また、上記の資本金、法定準備金(当該事業年度に係る剰余金の処分において積み立てられる額を含む。)及び特別準備金に債券取引損失引当金、外国為替等取引損失引当金等を加えて構成される自己資本の保有残高は、法定準備金1043億円、債券取引損失引当金4612億円及び外国為替等取引損失引当金3745億円を積み立てたことから、前年度末から9401億円増加して11兆8776億円(同6兆0811億円)となっている。令和4年度末における保有長期国債の残高は、上記のとおり、前年度末から64兆9885億円増加して576兆2197億円(平成24年度末は91兆3492億円)となっている。そして、令和4年度における長期国債の買入額は、前年度から63兆1221億円増加して135兆9890億円(買入代金ベース。平成24年度の44兆8614億円の約3.0倍)となっていて、このうち償還等相当分は前年度から13兆5878億円増加して71兆0005億円(同24兆1988億円の約2.9倍)、保有残高の増加分は前年度から49兆5343億円増加して64兆9885億円(同20兆6626億円の約3.1倍)となっている。日本銀行が保有するETFについては、令和4年度末における保有残高が前年度末から4801億円増加して37兆0459億円(平成24年度末の1兆5440億円の約24.0倍)となっていて、その含み損益は、この間の株式市場の動向を反映して前年度末から1兆3502億円増加して16兆0356億円の含み益(24年度末は5501億円の含み益)が生じている。

(2)　損益等

令和4年度における経常損益の状況をみると、収益面では、ETFの分配金等の増加によりETF運用益が前年度から2617億円増加して1兆1044億円(平成24年度は214億円)となったり、長期国債利息が前年度から1895億円増加して1兆3411億円(同6005億円)となったりしたことなどから、経常収益は前年度から7094億円増加して3兆7602億円(同1兆3982億円)となっている。また、費用面では、外貨建資産から生ずる外貨債券費用が前年度から728億円減少して309億円(同700億円の

外貨債券収益）となったり、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションを通じた資金供給の減少に伴い、同オペレーションの利用残高に相当する日銀当座預金の残高が減少したことにより、貸出促進付利制度に係る支払利息が前年度から433億円減少して372億円（同計上なし）となったりしたことなどから、経常費用は前年度から1027億円減少して5295億円（同2665億円）となっている。これらのことなどから、経常利益は、前年度から8121億円増加して3兆2307億円（同1兆1316億円）となっている。令和4年度における保有長期国債の利回りなどの状況をみると、保有長期国債の平均残高の対平成24年度増加率が前年度から44.4ポイント増加して551.4％となり、長期国債利息の同増加率が前年度から31.5ポイント増加して123.3％となっている。そして、利回りは前年度の0.227％から0.019ポイント増加して0.246％（24年度は0.719％）となっている。当期剰余金は、前年度から7629億円増加して2兆0875億円（24年度は5760億円）となっている。これは、前年度と比較して、経常利益が8121億円増加した一方、日本銀行において財務の状況や収益の動向等を総合的に勘案して、特別損失である債券取引損失引当金積立額について、長期国債利息の金額に有利子負債の平均残高を保有長期国債の平均残高で除して得た比率を乗じて得るなどした金額と有利子負債に係る支払利息等の金額との差額の50％に相当する額を財務大臣の承認を受けて積み立てた結果582億円増加したり、特別損失である外国為替等取引損失引当金積立額について、為替差益の50％に相当する額を財務大臣の承認を受けて積み立てた結果135億円増加したりしたことなどによる。また、国庫納付金は、当期剰余金が増加したことなどから、前年度から7247億円増加して1兆9831億円（同5472億円）となっている。

日本銀行は、令和3年3月に決定した「より効果的で持続的な金融緩和」等において定めた金融市場調節方針、資産の買入れ方針等、金利操作方針等に基づき、長期国債、ETF等の買入れなどを行っており、前記のとおり4年度末における日本銀行の資産及び負債の規模は新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用の減少等により前年度末から若干縮小しているものの、引き続き高水準にある。本院としては、これらを踏まえて、日本銀行の財務の状況について引き続き注視していくこととする。